

神戸市立中央市民病院整備運営事業
実施方針

平成 18 年 8 月

神 戸 市

< 目 次 >

第 1	特定事業の選定に関する事項	
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項	3
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1	事業者の募集、選定の方式及びスケジュール	5
2	事業者の基本的要件	6
3	審査手順	10
4	入札保証金	11
5	提案書類の取り扱い	11
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	
1	想定されるリスク及び責任の分担	13
2	マネジメントシステムの構築	13
3	モニタリングの実施	13
4	提供されるサービスに対する対価の支払い	14
5	契約保証金	14
第 4	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1	整備対象となる公共施設の概要	15
2	施設の立地条件	15
3	土地の使用に関する事項	16
4	建築時の建設要件等	16
5	計画敷地の位置図、現況図	16
第 5	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
第 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	
1	基本的な考え方	18
2	事業者が債務不履行があった場合の対処	18
3	市が債務不履行があった場合の対処	18
4	当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合の対処	18
5	金融機関と市との協議等	18
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1	法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19

第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
1	債務負担行為	20
2	応募に関する費用の負担	20
3	本事業に係る情報の提供方法	20
4	本事業の事務局及び問合せ先	20
資料 1	リスク分担表	21
資料 2	計画敷地位置図	24
資料 3	計画敷地現況図	25
様式 1	実施方針説明会参加申込書	26
様式 2	実施方針に関する質問書	27
様式 3	実施方針に関する意見書	28

神戸市立中央市民病院整備運営事業に関する実施方針

神戸市（以下「市」という。）は、神戸市立中央市民病院整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することとした。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

神戸市立中央市民病院整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

病院施設及び附帯施設（以下「病院施設等」という。）

(3) 公共施設等の管理者

神戸市長 矢田 立郎

（市は、神戸市立中央市民病院を含めた市立病院の運営形態の見直しを検討しているため、管理者が変更される可能性がある。）

(4) 事業実施場所

神戸市中央区港島南町2丁目（詳細は第4 2を参照のこと）

(5) 事業の目的

神戸市においては、これまで、中央市民病院が市の基幹病院として重要な役割を担い、総合的な市民病院として標準的な医療を提供してきたほか、救急医療、高度医療、感染症医療などの行政的医療・不採算医療を提供するとともに、災害拠点病院、エイズ治療拠点病院としての公的使命を果たしてきた。

特に、神戸医療圏における救命救急センターとして、24時間365日、初期から3次までの救急医療体制を整備し、市民の安全・安心を守る最後の砦としての役割を果たすとともに、全国の自治体立病院の中でも有数の医療機能を駆使した高度医療の提供に努めるなど、市民から高い信頼を得てきたところである。

しかしながら、昭和56年に現在地に開設して以来26年目を迎え、施設・設備面での経年劣化や老朽化が進んでいることや、この間の医療技術の進歩に応じた最新の医療設備の導入や、患者のプライバシーへの配慮など多様化する患者ニーズ等に的確に対応していくことが困難となってきた。

そこで、日々進歩する医療技術に適切に対応し、今後も市の基幹病院として、より高度な医療を提供していくとともに、多様化する患者ニーズを的確に捉え、患者の視点にたったソフト、ハードを備え、市民の求める医療を提供していくために、新たに移転新築により整備を行うこととした。

また、新病院の整備・運営を実施していくに当たっては、PFI事業として手続を進め、民間事業者の経営・技術的ノウハウを活用し、市と協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスを提供することや、施設整備から維持管理、運営までを含めた事業全体の効率化を図ることで、質の高い病院サービスの提供を図っていく。

本事業は、神戸医療圏の中心を担う病院として、提供する医療内容や質、治療成績、患者サービスに関し、これまで同様、神戸市民の信頼と期待に応えるとともに、より良い医療を求める全ての医療従事者や患者にとって、21世紀のアジアのリーディングホスピタルとして、モデルケースとなる病院の整備、運営を目指すものである。

(6) 対象業務

事業者は、PFI 法に基づき、病院施設等を設計、建設し、維持管理業務、運営業務を遂行するものとする。事業者が行う主な業務は、次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

ア 統括マネジメント業務

イ 施設設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務 (基本設計・実施設計)
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 周辺影響調査・対策業務
- (カ) 電波障害調査・対策業務
- (キ) 設計・建設業務等に伴う各種申請等業務
- (ク) 補助金・交付金・許認可等申請補助業務

ウ 施設維持管理業務

- (ア) 施設メンテナンス業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 清掃業務

エ 医療情報システム構築・運営業務

- (ア) 医療情報システム構築業務
- (イ) 医療情報システム運営・保守業務

オ 物流管理運営業務

カ 顧客サービス業務

- (ア) 総合案内業務
- (イ) 電話交換業務
- (ウ) 市民健康ライブラリー運営業務
- (エ) 利便施設運営業務

キ 医療関連サービス業務

- (ア) 検体検査業務
- (イ) 食事の提供業務 (患者給食)
- (ウ) 滅菌消毒業務
- (エ) 洗濯業務
- (オ) 医療機器保守点検業務
- (カ) 医療関連事務業務
- (キ) メディカル・アシスタント業務

ク 移行支援業務

- (ア) 医療機器調査・調達支援業務
- (イ) 什器備品調査・調達支援業務
- (ウ) 開院前リハーサル支援業務
- (エ) 引越し支援業務

(7) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき病院施設等の設計、建設、工事監理を行い、市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理、運営業務を行う方式(BTO: Build-Transfer-Operate)とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日(平成19年12月頃を予定。)から事業契約書に定める事業期間終了日までの期間(設計・建設期間は約3年3ヶ月を想定しているが、提案書等に基づいて、市と事業者が協議して決定する。維持管理・運営期間は30年とする。)とする。

(9) 事業期間終了後の措置

市は、事業期間終了後も、病院施設等を使用し継続的に業務を行う予定である。そのため、事業者は、事業期間終了時に、病院施設等が入札説明書等に定める性能を満足する良好な状態を保っていなければならない、そのことについて、市の承認を得るものとする。

(10) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりと予定している。

ア 基本協定の締結	平成19年8月
イ 事業契約の締結	平成19年12月
ウ 病院施設等の完成	平成22年度内
エ 維持管理・運営期間開始	平成23年春
オ 事業の終了	平成53年春

(11) 事業に必要とされる関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令(法律、政令、省令、条例及び規則)及び市の要綱等を遵守するものとする。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号)及び「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」等を踏まえ、市自らが実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定手順

特定事業の選定については、本事業を PFI 手法により実施する場合と、従来の手法により実施する場合での、公的財政負担の見込み額を比較することによって、客観的な評価を行う。公的財政負担の見込み額は、事業期間を通して見込まれる公的財政負担の総額を算出し、それを現在価値に換算することによって算出する。また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせて、速やかに公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集、選定の方式及びスケジュール

(1) 事業者の募集及び選定の方式

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令 第167条の10の2）によるものとする。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

なお、詳細な募集方法や応募条件等については、入札説明書等において示す。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行うことを予定している。

スケジュール（予定）	内容
平成18年8月11日	実施方針の公表
平成18年8月21日	実施方針に関する説明会の開催
平成18年8月23日	実施方針に関する質問の受付締め切り
平成18年9月上旬	実施方針に関する質問の回答公表
平成18年10月下旬	特定事業の選定結果の公表
平成18年11月上旬	入札公告
平成18年11月中旬	入札説明書等の説明会
平成18年11月～平成19年1月	入札説明書等の質問回答
平成18年12月	参加資格確認書類の提出締め切り
平成19年1月	参加資格確認結果の通知
平成19年5月	入札及び提案書の提出
平成19年8月	落札者の決定、公表
平成19年8月	基本協定書の締結
平成19年12月	事業契約の締結

この他、現病院見学会等を行うことを予定している。

ア 実施方針に関する説明会

実施方針に関する説明会を以下のとおり開催する。説明会に参加を希望する事業者は、様式1に記入の上、以下の要領に従って、本事業の事務局（第8-3に記載）に提出し、事前登録すること。なお、出席者は1社につき3名までとする。

- ・開催日時：平成18年8月21日（月）午後2時から午後4時まで
- ・開催場所：兵庫県農業会館11階大ホール（神戸市中央区海岸通1）
- ・受付期間：平成18年8月11日（金）～平成18年8月18日（金）（必着）
- ・受付時間：上記期間の間は適宜受け付ける。最終日は午後5時までとする。
なお、持参の場合は、午前9時から午後5時までとする。
- ・提出方法：持参、郵送、FAX、電子メールの添付ファイルのいずれかとする。

イ 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答

市は、実施方針に関する質問を以下のとおり受け付ける。質問及び回答は質問者を特定できないようにした上で公表する。意見については、原則として公表しない。

- ・受付期間：平成 18 年 8 月 11 日（金）～平成 18 年 8 月 23 日（水）
- ・受付時間：上記期間の間は適宜受け付ける。最終日は午後 5 時までとする。
なお、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ・提出方法：質問事項・意見は様式 2 及び様式 3 に記入の上、本事業の事務局（第 8 3 に記載）に、フロッピーディスク等によるデータの持参及び郵送、又は電子メールの添付ファイルとして提出すること。

2 事業者の基本的要件

（1）事業者の構成

ア 応募者の定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた単独法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募者は、落札後に設立する特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資を行うとともに、SPC が行う統括マネジメント業務を行うために必要な人材等を提供することとする。なお、統括マネジメント業務を行う人材については、原則として開院後 2 年が経過するまでは、同一の人材が当該業務に当たるものとする。

イ 代表法人の選定

応募グループは、グループを構成する法人（以下、「構成員」という。）の中から、代表法人 1 社を定め、参加資格確認書類の提出時に明らかにしなければならない。なお、応募法人は自ら代表法人となるものとする。

代表法人は、SPC の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有し、これを事業期間中、維持しなければならない。

ウ 協力法人の選定

応募者は、協力法人を選定し、本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部を受託又は請け負わせることができる。協力法人については、必ずしも参加資格確認書類の提出時、並びに入札提案書の提出時に明らかにする必要はないが、これらの時期に協力法人を明らかにしない場合は、入札提案書において、協力法人の選定方法、選定スケジュールを示さなければならない。

ただし、統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を協力法人が行う場合には、予定される協力法人を入札提案書において明らかにすることとする。

なお、医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協力法人の選定については、SPC が市と共同で行うシステム仕様書作成後に行うものとし、その条件等の詳細については入札説明書等で示す。

エ 複数業務の実施

応募法人、応募グループの構成員又は協力法人が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の法人が兼ねてはならない。

また、各業務を、応募法人、構成員又は協力法人の間で分担することは差し支えない。

オ 複数応募の禁止

応募法人、応募グループの構成員及び、これらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（ ）は、他の応募法人、応募グループの構成員又は協力法人になることはできない。

また、入札提案書において名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人についても同様とする。

() 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、 については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

カ 応募法人等の変更及び追加

応募法人、応募グループの構成員及び、入札提案書において名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人の変更及び追加については、(2)ウ及び(3)ウに該当する場合を除き、原則として認めない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次のア及びイで規定する参加資格要件を、参加資格確認書類の提出期間の最終日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

ただし、入札公告後に本事業の参加資格を有するか否かの認定に関する申請書を市に提出した者から入札提案書の提出があった場合は、神戸市契約規則第 27 条の 9 第 3 項の規定に基づき、開札時に参加資格を有していることを条件として、これを受理するも

のとする。

ア 基本的参加資格要件

応募法人及び応募グループの構成員は次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている者
- (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- (カ) 国税及び地方税を滞納している者
- (キ) 本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者。また、以下の者と資本関係若しくは人的関係のある者()
 - a 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - b 株式会社東畑建築事務所
 - c 株式会社システム環境研究所
 - d 弁護士法人御堂筋法律事務所
- (ク) 市の工事請負競争入札参加資格又は物品等競争入札参加資格のいずれも有していない者。

イ 個別参加資格要件

応募法人又は応募グループの構成員が、設計業務、建設業務又は工事監理業務を兼ねる場合は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることができない。

(ア) 設計業務を兼ねる場合

- a 市の物品等競争入札参加資格有資格者であること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- c 一般病床500床以上又は救命救急センターの機能を持つ病院の設計業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に受注し、設計が完了し、着工していること。

(イ) 建設業務を兼ねる場合

- a 市の工事請負競争入札参加資格有資格者であり、その登録業種に建築一般が含まれていること。
- b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- c 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1200点以上であること。
- d 一般病床500床以上の病院を施工した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。
なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(ウ) 工事監理業務を兼ねる場合

- a 市の物品等競争入札参加資格有資格者であること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- c 一般病床500床以上又は救命救急センターの機能を持つ病院の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有しており、かつそれらは平成8年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完成していること。

ウ 参加資格の喪失

応募者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合において、必要な措置を講じた上で、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合は、当該応募者の参加資格は引き続き有効とする。

なお、落札者決定後から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、参加資格を取り消すこともあり得る。

(ア) 入札提案書の提出日までに応募グループの構成員が参加資格を喪失した場合で、当該構成員以外の構成員(以下「残存法人」という。)のみ、若しくは、新たな法人を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、入札提案書の提出日までに、市の承認を得た場合。この際、参加資格を喪失した構成員(以下「喪失構成員」という。)が行う予定であった業務を、協力法人の選定によって補完することは差し支えないが、その協力法人として喪失構成員を想定することは認めないものとする。

なお、喪失構成員が、当該応募グループの代表法人であった場合は、新たな代表法人は、残存法人の中から選出しなければならない。

(イ) 入札提案書の提出日から落札者の決定日までの間に、応募グループの構成員(代表法人除く)が参加資格を喪失した場合で、残存法人のみ、若しくは、喪失構成員と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合。

(3) 協力法人の選定要件

ア 選定要件

応募者が選定する協力法人は、(2)アに定める応募者の基本的参加資格要件を満たさなければならないものとする。

また、入札提案書において名前を明示する統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人については、(2)イに定める応募者の個別参加資格要件をも満たさなければならない。

イ 選定要件確認基準日

協力法人が選定要件を満たしていることを確認する基準日は、当該協力法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日とし、市の承認を得なければならない。

ウ 入札提案書に明示した協力法人の変更

入札提案書において名前を明示した統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人が、選定要件を満たしていない状態となり、SPCから直接業務を受託又は請け負うことができず、本事業の円滑な執行に支障をきたす可能性が生じた場合には、SPCは速やかに、予定していた法人と同等の能力・実績を有する法人を選定し、市の承認を得なければならない。

3 審査手順

(1) 審査委員会の設置

市は、本事業を実施する事業者の選定を行うため、「神戸市立中央市民病院整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置している。審査委員会は、学識経験者等で構成し、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価する。

審査委員会委員は、以下のとおりである。

- 委員長 西野 文雄（政策研究大学院大学学事顧問）
岡部 憲明（神戸芸術工科大学デザイン教育研究センター教授）
笈 淳夫（国立保健医療科学院施設科学部長）
坂本 憲枝（消費生活アドバイザー）
武田 裕（大阪大学大学院医学系研究科教授）
近田 敬子（園田学園女子大学人間健康学部人間看護学科長）
長尾 秀樹（日本政策投資銀行新産業創造部長）
菊池 晴彦（神戸市立中央市民病院長）
中村 三郎（神戸市保健福祉局長）

なお、審査委員会委員の属する法人と資本関係若しくは人的関係のある者（ ）は、応募者となることはできない。また、応募者及び協力法人は審査委員会委員に、本事業に関する問い合わせ等を行ってはならない。

(2) 審査手順の概要

審査手順の各段階の内容は、以下のとおりである。なお、具体的な審査項目等を示した落札者決定基準については、入札説明書等において示す。

ア 資格審査

応募者から参加資格確認書類を受け付け、参加資格を確認する。

イ 提案審査

応募者から入札提案書を受け付け、落札者決定基準に基づき以下の審査を行う。

(ア) 基礎審査

応募者の提案が、入札説明書等において示す本事業の基本的条件及び要求水準に達しているかどうかを確認する。

(イ) 総合審査

基礎審査を通過した応募者の提案について、審査委員会で提案内容の評価を行う。なお必要に応じて、プレゼンテーション、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 落札者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定し、その結果を公表する。ただし、神戸市情報公開条例第 10 条第 1 号及び第 2 号に基づき、個人情報及び企業情報は公開しない。

(3) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整する。

(4) SPC の設立

事業予定者は、事業契約締結までに「会社法」(平成 17 年法第 86 号)に定める株式会社として SPC を設立する。

SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなければならない。なお、SPC は神戸市内に設立するものとする。

(5) 契約の締結

市は事業予定者が設立した SPC との間で協議を行い、事業契約を締結する。

4 入札保証金

神戸市契約規則第 7 条第 2 項に基づき、入札保証金を免除する。

5 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業に関する報告等のため、必要と

する場合には、市は、提案書等の応募者から提出された書類の全部又は一部に応募者の許可を要することなく無償で使用、公表できるものとする。ただし、神戸市情報公開条例第10条第1号及び第2号に基づき、個人情報及び企業情報は公開しない。

(2) 応募書類の返却

提案書等の応募者から提出された書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1 想定されるリスク及び責任の分担

(1) リスク及び責任の分担の考え方

本事業においては、個々のリスクについて、最も良く管理することができる者がそれを分担し、もって、質の高いサービスを効率的に提供することを目指している。

(2) 本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスク及び市と事業者のリスク分担は、「資料1 リスク分担表」で示すとおりである。なお、詳細なリスク分担については、入札説明書等において示す。

2 マネジメントシステムの構築

事業者の責務は、本事業の統括マネジメントを担う SPC はもちろんのこと、各業務を実施する協賛法人を含む全ての者が、良好なコミュニケーションと適度な緊張感を保ちつつ、市の医療スタッフとの協力のもと、患者や利用者等に対して常に最善のサービスを提供することである。

本事業は、病院という特に成長と変化の激しい施設を対象とした PFI 事業であり、時代のニーズに応じたトップレベルのサービスを継続的に提供していくためには、単に定められた業務を実施するのではなく、業務に関する最新の情報収集や知識の蓄積に努めるなど、自らの実施する業務の改善点に“自ら気付く”仕組みを業務の一環として組み込むことが必要であると考えている。

SPC は、これら業務改善のプロセスや、計画、実施、チェック及び改善といった PDCA (Plan-Do-Check-Act) の考え方に基づくマネジメントシステムを構築し、協賛法人にも徹底させるとともに、事業期間を通じて、これを適切に運営しなければならないものとする。

3 モニタリングの実施

(1) 本事業におけるモニタリングの考え方

事業者が事業契約書に定める業務を確実に遂行し、常に要求水準を満たしているかどうかを確認するために、事業者が実施する業務について、事業者自身によるモニタリング(以下「セルフモニタリング」という。)患者満足度調査、職員満足度調査あるいは病院機能評価等といった外部評価(以下「第三者モニタリング」という。)及び市によるモニタリングを行う。

事業者は、セルフモニタリング、第三者モニタリング及び市によるモニタリングを、業務改善プロセスの中に位置づけ、モニタリングとマネジメントシステムの整合を図らなければならない。

マネジメントシステムの構築、運営とモニタリングの関係に関する基本的な考え方については、入札説明書等において示す。

(2) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、事業者が実施する業務が定められた水準を満足しないと判断した場合は、事業契約に従い、事業者に対し業務の改善等の適切な措置の要求やサービス対価の減額等の措置をとることができる。

また、これらの是正措置等を行った後、一定の是正期間を経ても業務水準が回復しない場合には、事業者との事業契約を解除することができる。

(3) モニタリングの費用負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担する。事業者が実施するモニタリングにかかる費用は事業者が負担するものとする。

4 提供されるサービスに対する対価の支払い

市が事業者に対して支払うサービス対価は、下記の(1) ~ (3) で構成される。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、入札説明書等で示す。

(1) 統括マネジメント業務に係るサービス対価

事業契約締結後に事業期間にわたって支払う。

(2) 施設設計・建設業務及び医療情報システム構築に係るサービス対価

業務の進捗状況に応じて支払う。

(3) その他の業務に係るサービス対価

運営開始後に事業期間にわたって支払う。

なお、移行支援業務については、業務完了後に支払う。

また、利便施設運営業務については、駐車場運営業務を除き、事業者の独立採算により実施するものとする。

5 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

事業者は、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の額は施設整備費の100分の10とし、事業契約締結前までに納付するものとする。

その他、契約保証金の納付については、神戸市契約規則第24条及び第27条の14を適用する。

(2) 契約保証金の免除

契約保証金は、神戸市契約規則第25条の規定に該当する場合は、免除する。

第4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 整備対象となる公共施設の概要

(1) 施設の名称

神戸市立中央市民病院

(2) 病床、外来規模

ア 病床規模

640床（一般病床630床、感染症病床10床）

（ただし、災害時には、別途300名程度の患者を収容できるような工夫を行い、あわせて1,000床程度での運用が可能となるものとする。）

イ 外来規模

約2,000人/日

(3) 施設規模

ア 病院施設

延べ面積 約64,000㎡（駐車場は除く。）

イ 附帯施設（院内保育所）

想定定員 120名 延べ面積 約750㎡

ウ 駐車場

約600台（うち患者用は約400台とする。）

2 施設の立地条件

(1) 建設計画地

神戸市中央区港島南町2丁目（地番及び地目は分筆後に確定）

(2) 計画敷地面積

約45,000㎡

(3) 地域地区等

ア 用途地域 商業地域

イ 建ぺい率 80%

ウ 容積率 400%

エ 高度地域 指定なし

オ 防火地域 指定なし

カ その他 航空法による絶対高さ制限あり：TP50.6m

3 土地の使用に関する事項

事業者は、計画敷地内の土地について、本事業の整備に必要な範囲において無償で使用することができる。

4 建築時の建設要件等

病院施設等の配置、施設並びに構造に係る要件等の詳細については、入札説明書等で規定する。

5 計画敷地の位置図、現況図

本事業での計画敷地の位置図、現況図は、「資料2 計画敷地位置図」及び「資料3 計画敷地現況図」で示すとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示す。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定められる手続に従うものとする。なお、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。以下、基本的な考え方を提示する。

2 事業者に債務不履行があった場合の対処

事業者の責に帰すべき事由により医療業務の遂行に重大な支障を及ぼす債務不履行が発生したときは、市は、事業者に対し、その旨明記した書面により、相当な期間を定めて事前に通知を行うことにより、事業契約を解除することができる。

上記の場合、事業者は、市に対して事業契約書で定めた損害賠償を行う。さらに、事業者は、その対価が確保される限りにおいて、市の要求に応じ、次の事業者が選定され、維持管理、運營業務その他それらに付随する業務が当該事業者を引き継がれるまで、当該業務の全部又は一部が中断又は停滞しないような実施体制を構築し、これを維持しなければならない。

3 市に債務不履行があった場合の対処

市の責に帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。この場合、市は、事業者に対して事業契約書で定めた損害賠償を行う。

4 当事者の責に帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合の対処

法令変更又は不可抗力により事業の継続が不可能となった場合又は事業契約の履行のために多大な費用を要する場合、それぞれ事業契約書に定める規定に従い、市及び事業者は事業契約を解除することができる。

5 金融機関と市との協議等

市は事業の担保性を確保する目的で、事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）との協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は見込んでいない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関して、事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない。

なお、本事業が特定事業として選定された場合には、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業となる可能性がある。この場合、事業者は、当該融資を利用することを前提に提案を行うことは可能であるが、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、事業者が直接同行に問い合わせを行うこととする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成18年9月神戸市会定例会に提出する予定である。

2 応募に要する費用の負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

3 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、適宜、神戸市公報及び市ホームページ等を通じて行う。

4 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付ける。

【本事業の事務局】

神戸市保健福祉局病院経営管理部経営管理課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話：078-322-6244

FAX：078-322-6056

電子メールアドレス：shinbyoin@office.city.kobe.jp

URL：<http://www.city.kobe.jp/shinbyoin/>

資料1 リスク分担表

リスク項目		リスクの概要		負担者	
				神戸市	事業者
共通 リスク	入札説明書リスク	1	入札説明書等の誤りに関するもの		
	応募リスク	2	応募費用の負担に関するもの		
	契約締結リスク	3	市の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		
		4	事業者の責に帰すべき事由により事業契約が結べないリスク		
		5	上記以外の事由により事業契約が結べないリスク 注1		
	資金調達リスク	6	必要な民間資金の調達に関するリスク		
	法令変更リスク	7	本事業に直接関係する法令(税制度を除く)の新設並びに変更に伴うリスク		
		8	上記以外の法令(税制度を除く)の新設並びに変更に伴うリスク		
	税制度変更リスク	9	消費税率の変更、資産保有等にかかる税制度変更並びに新設に伴うリスク		
		10	事業者の利益に課せられる税制度の変更並びに新設に伴うリスク		
	許認可取得リスク	11	市の責に帰すべき事由により、取得すべき許認可が取得できないこと、もしくは取得の遅延によるリスク		
		12	事業者の責に帰すべき事由により、取得すべき許認可が取得できないこと、もしくは取得の遅延によるリスク		
	住民対応リスク	13	本事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟に起因するもの		
		14	上記以外の住民反対運動・訴訟に起因する事由に起因するもの		
	第三者賠償リスク	15	事業者が行う業務に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		
		16	市が行う業務に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの		
	環境問題リスク	17	事業者が行う業務に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		
		18	市が行う業務に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの		
	債務不履行リスク	19	市の責に帰すべき事由による債務不履行		
		20	事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		
	不可抗力リスク	21	天災、火災、騒乱、暴動等の市並びに事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的事象に起因するリスク 注2		
	物価変動リスク	22	開設までの施設整備等に係る物価変動リスク		
		23	上記以外の物価変動リスク 注3		
	業務範囲変更リスク	24	事業者の責に帰すべき事由により、部分解約することによる委託業務範囲の変更によって発生するリスク		
		25	上記以外の事由により、部分解約することによる業務範囲の変更によって発生するリスク 注4		
	要求水準変更リスク	26	要求水準の変更に伴うリスク 注4		

	要求水準未達リスク	27	事業者が要求水準を満たせないリスク（施工不良を含む）		
建設リスク	測量・調査リスク	28	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク		
		29	上記以外の測量・調査に起因するリスク		
	用地瑕疵リスク	30	計画用地の瑕疵		
	設計リスク	31	実施設計以降における市の条件提示、指示の不備・市の指示に基づく変更によるもの		
		32	上記以外による設計変更リスク		
	開設遅延リスク	33	市の責に帰すべき事由による開設遅延に伴うリスク		
		34	上記以外による開設遅延に伴うリスク		
	施設損傷リスク	35	事業者が、施設を市に引き渡す前に生じた施設や材料の損失に関するリスク		
	建設費増大リスク	36	市の責に帰すべき事由による建設費増大に伴うリスク		
		37	上記以外の事由による建設費増大に伴うリスク		
	移転遅延リスク	38	市の責に帰すべき事由により想定された時期までに引越移転がなされず、病院施設等の全面供用開始が遅延する場合		
		39	上記以外の事由により想定された時期までに引越移転がなされず、病院施設等の全面供用開始が遅延する場合		
	医療機器・備品リスク	40	市が調達する医療機器、備品に関するもの		
		41	事業者が調達する医療機器、備品に関するもの		
42		既存病院の医療機器、備品に関するもの 注5			
運営・維持管理リスク	病院経営リスク	43	病院経営に関するリスク 注6		
	診療行為リスク	44	診療行為に関するリスク 注6		
	需要変動リスク	45	患者数等の需要変動（利便施設関係を除く）に伴うリスク 注6		
	施設瑕疵リスク	46	施設の瑕疵担保期間を過ぎた、事業者の運営開始後の業務に起因しない施設瑕疵に関するリスク		
		47	上記以外の施設瑕疵に関するリスク		
	施設劣化リスク	48	適切な維持管理運営業務を怠ったこと等の事業者の責に帰すべき事由による施設の劣化に関するリスク		
		49	上記以外の事由による施設の経年劣化に関するリスク		
	施設損傷リスク	50	事業者が行う業務に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		
		51	市が行う業務に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの		
	事故リスク	52	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		
		53	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの		
	利便施設リスク	54	利用者数の変動を含めた利便施設運営に関するリスク		
修繕費増大リスク	55	事業者が行う業務に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの			
	56	市が行う業務に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの			

改修(追加整備等) リスク	57	当初想定していない施設の追加整備、更新によるリスク		
	58	市の責に帰すべき事由による事業内容又は用途の変更等に起因する維持管理費が増大するリスク		
			59	上記以外の事由(不可抗力によるものを除く)による維持管理費増大リスク
移管手続リスク	60	契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用		

注1：市と事業者各々が各自の分を負担するものとする。

注2：不可抗力リスクについては、市が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるために、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

注3：運営開始までの施設整備等に係るものを除いた物価変動リスクについては、市が主にリスクを負担するが、事業契約書において市と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者が負うものとする。

注4：病院の成長と変化によって生じる業務範囲や要求水準の変更、及びこれに伴う費用の増加については、市が主にリスクを負担するが、事業契約書において神戸市と事業者との間で予め合意した方法による変更については、一定のリスクについて事業者が負うものとする。

注5：事業者が実施する既存病院の医療機器、備品の調査の不備に関するリスクは、事業者が負担するものとする。

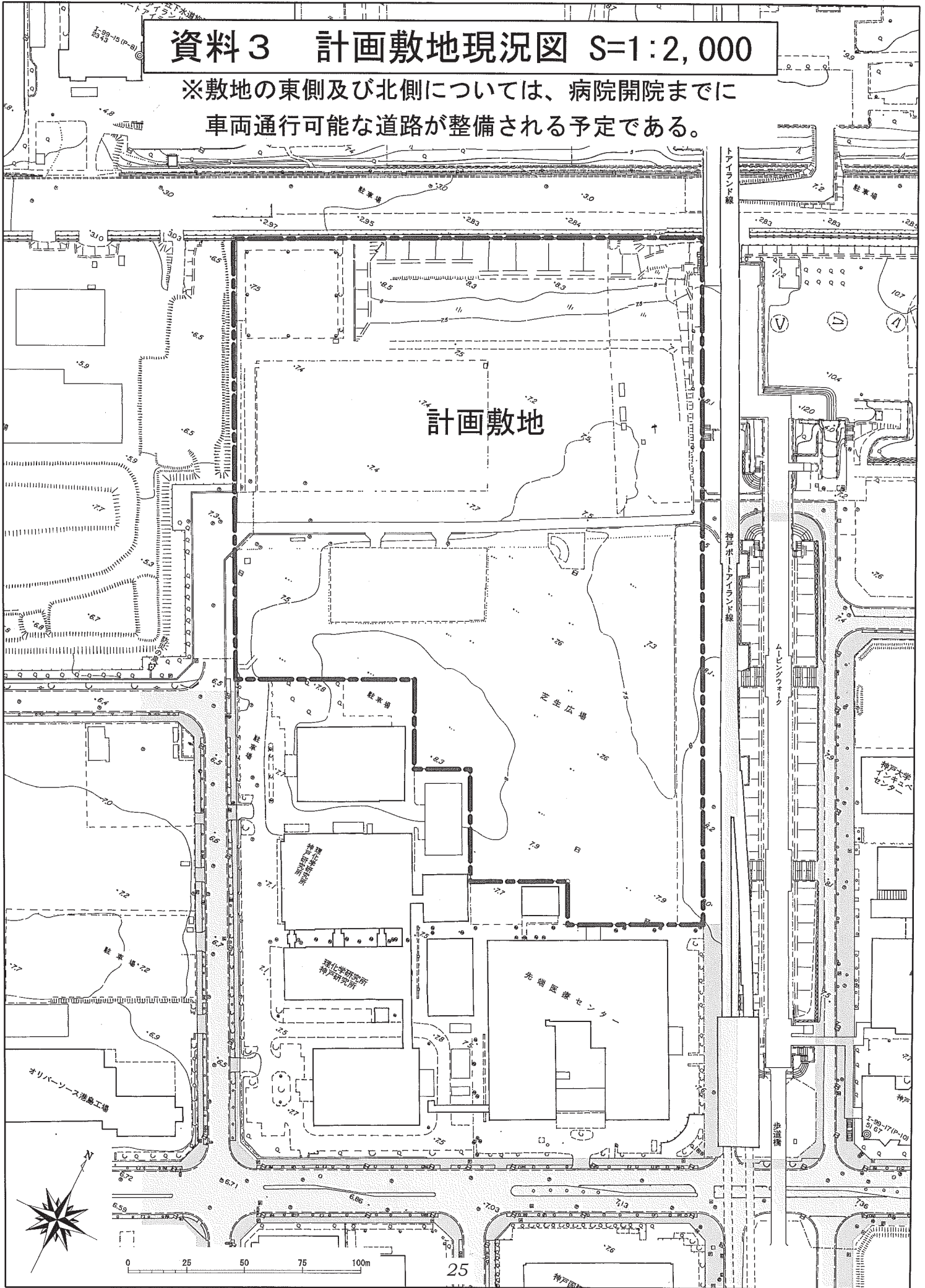
注6：事業契約書において定める一定のリスクについて事業者が負うものとする。

資料 2 計画敷地位置図 S=1:40,000



資料3 計画敷地現況図 S=1:2,000

※敷地の東側及び北側については、病院開院までに
車両通行可能な道路が整備される予定である。



平成 年 月 日

実施方針説明会 参加申込書

(あて先) 神戸市保健福祉局病院経営管理部経営管理課

「神戸市立中央市民病院整備運営事業」に係る実施方針説明会に参加します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
参加人数	

各企業単位で御提出ください。
なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。
本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

(あて先) 神戸市保健福祉局病院経営管理部経営管理課

「神戸市立中央市民病院整備運営事業」に関する実施方針について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名	
	会社所在地	
	担当者所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例:実施方針本文 / 別紙1)	
	ページ (記入例:P6 / P6, 8 / P18-20)	
	項目 (記入例:第13(1)ア(ウ))	
内容		

質問1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数質問を提出する場合はシートをコピー)
 質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。
 文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。
 本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

平成 年 月 日

実施方針に関する意見書

(あて先) 神戸市保健福祉局病院経営管理部経営管理課

「神戸市立中央市民病院整備運営事業」に関する実施方針について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名	
	会社所在地	
	担当者所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例:実施方針本文/別紙1)	
	ページ (記入例:P6/P6, 8/P18-20)	
	項目 (記入例:第13(1)ア(ウ))	
内容		

意見1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数意見を提出する場合はシートをコピー)
 意見の内容の他、意見の意図・背景についても記載してください。
 文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。
 本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)